

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月9日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目5番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長 三木谷 正直 連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	MHAMトピックスファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAMトピックスファンド(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

(5) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とし、平成23年9月9日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(注) 「分配金再投資コース」を選択された申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成23年9月10日から平成24年9月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下、「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(9) 【払込期日】

取得申込代金は取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由してみずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファ

ンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録
によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてMHAMトピックスマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じ、東証株価指数(TOPIX) に連動する投資成果を目指して運用を行います。

東証株価指数(TOPIX [トピックス]=Tokyo Stock Price Index)とは、わが国の代表的な株価指数で、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所といいます。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止、またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をすることはできません。東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

当ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。東京証券取引所は、当ファンドの委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する際の銘柄構成、計算に考慮するものではありません。以上に限らず、東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

<ファンドの特色>

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指します。

株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産	
		資産複合	

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
------	-------

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 (注) 当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) 資産複合	年1回	グローバル 日本	ファミリーファンド
	年2回	北米 欧州	ファンド・オブ・ファンズ
	年4回	アジア オセアニア	対象インデックス
	年6回(隔月)	中南米 アフリカ	
	年12回(毎月)	中近東(中東) エマージング	日経225 TOPIX その他
日々			
その他			

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
TOPIX	目論見書又は投資信託約款において、TOPIX(東証株価指数)に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、株式を主要投資対象と

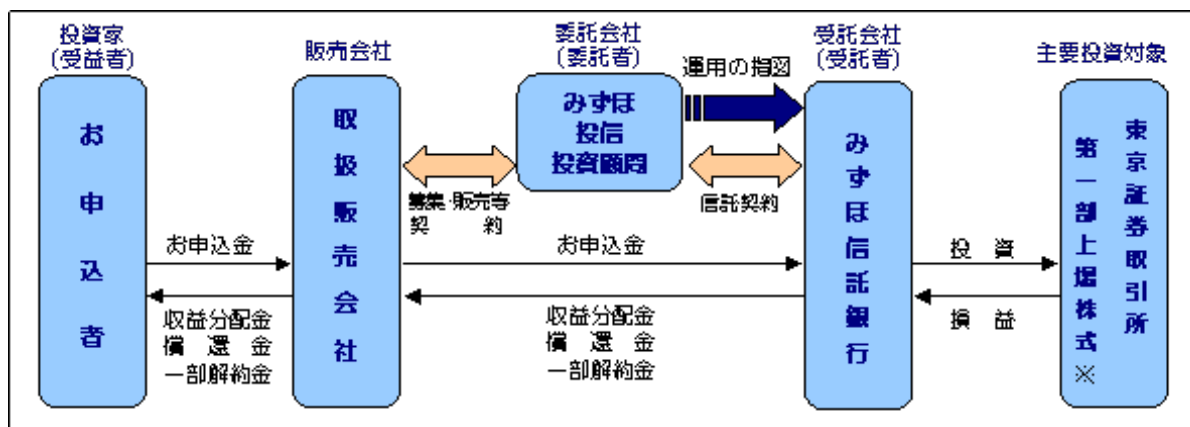
します。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

- 平成13年6月29日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
 平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行
 平成19年7月1日 ファンドの名称を「DKA TOPIX ファンド」から「MHAMトピックスファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

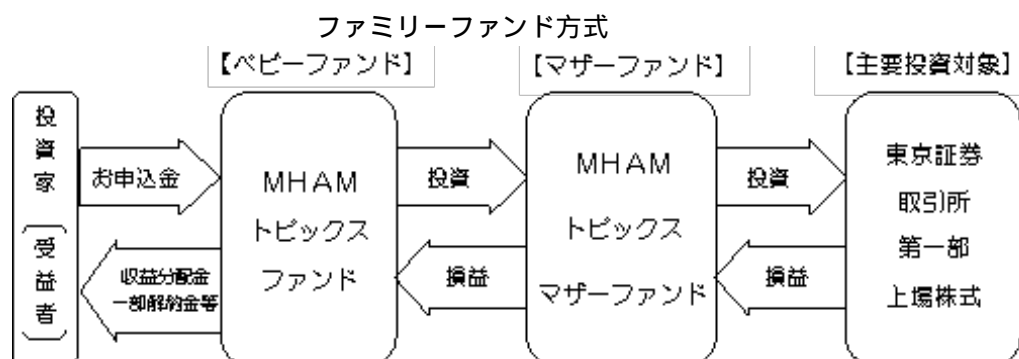
委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※主要投資対象である東京証券取引所第一部上場株式には、主として、MHAMトピックスマザーファンドを通じて投資を行います。

ファミリーファンド方式について

当ファンドは「MHAMトピックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成23年 6月30日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年 5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成 9年10月 1日	「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年 7月 1日	「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年 7月 1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、 「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成23年 6月30日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

運用方法

1. 主要投資対象

MHAMトピックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

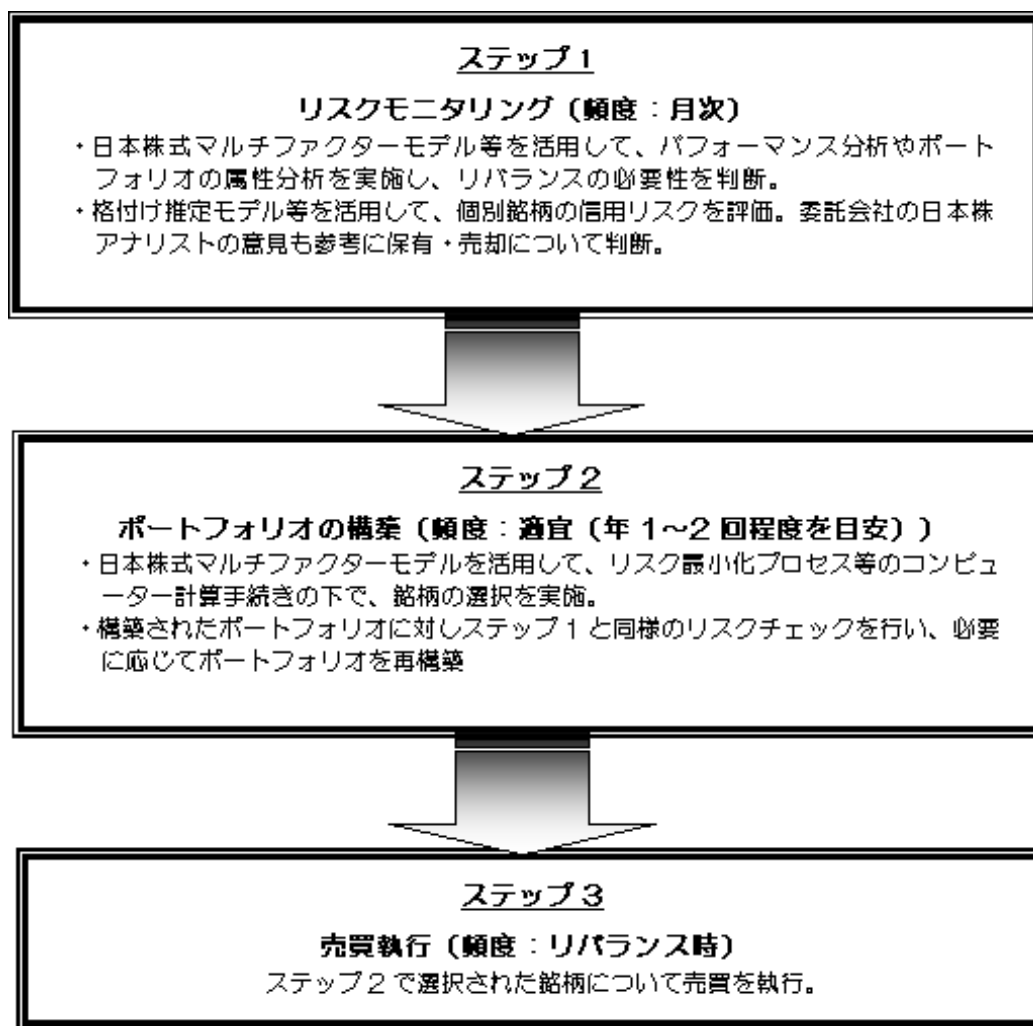
- a. 主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)に連動した投資成果を目指します。
- b. 投資にあたっては、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
 - . 東京証券取引所第一部市場に上場されている株式を主要投資対象とします。
 - . 運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
 - . 原則として、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率(株式の実質組入比率)は、高位を保つことを基本とします。
- c. 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- e. 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金

利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

- f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより東京証券取引所第一部上場株式に投資を行います。



日本株式マルチファクターモデルは、1988年に構築以来随時改良を加えている、みずほ投信投資顧問が独自に開発したモデルです。これにより、TOPIX（東証株価指数）に連動する銘柄群を効率的に選び、定期的に銘柄群の見直しをすることによりTOPIXに対する連動性を高めます。

なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。また、使用するモデルについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるもの

をいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- a. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAMトピックスマザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人が発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）または優先出資引受権を表示する証券
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、1.～11.の証券または証券の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証券、12.および17.の証券または証券のうち1.の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証券のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門(平成23年6月末現在5名)が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として6月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に対し、お支払します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第21条、第23条および第24条)

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
4. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質投資割合には制限を設けません。
5. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法 (2)投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えないものとします。

投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものと

し、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- b. 株式分割により取得する株券
- c. 有償増資により取得する株券
- d. 売出しにより取得する株券
- e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超え

ないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとし、

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、
6. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとし、

有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価総額を超えないものとし、
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとし、
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

資金の借入れ(約款第38条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分

の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組入れた株式の株価の下落（東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指数の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追

加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

< その他の留意点 >

当ファンドは、ベンチマークである東証株価指数（TOPIX）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる可能性があります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成23年9月9日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

「分配金再投資コース」を選択された場合収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお

問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.63%（税抜0.6%）の率を乗じて得た額とします。

その配分については、純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	0.1890% (税抜0.18%)	0.3675% (税抜0.35%)	0.0735% (税抜0.07%)
200億円超500億円以下の部分	0.1470% (税抜0.14%)	0.4200% (税抜0.40%)	0.0630% (税抜0.06%)
500億円超の部分	0.1050% (税抜0.10%)	0.4725% (税抜0.45%)	0.0525% (税抜0.05%)

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、特定資産の価格調査に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額(解約請求受付日の基準価額の0.2%)をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方

税3%)の税率 による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率 による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

平成26年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%（所得税15%および地方税5%）になります。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%、地方税は課せられません。）の税率 による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適用できます。

平成26年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%（所得税15%、地方税は課せられません。）になります。

3. 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「特別分配金」は以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご参照ください。）

税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成23年6月30日現在）

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券 (MHAMトピックスマザーファンド)	日本	1,193,195,336	99.96
その他の資産	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		400,103	0.03
合計（純資産総額）			1,193,595,439	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て、端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

(参考) MHAMトピックスマザーファンド

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	日本	1,123,159,510	94.13
その他の資産	現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		69,978,228	5.86
合計（純資産総額）			1,193,137,738	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）	59,465,000	4.98

(注) 株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

(2) 【投資資産】（平成23年6月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国/地域	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	MHAMトピックスマザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	1,533,275,940	0.7487	1,147,970,109	0.7782	1,193,195,336	99.96

(参考) MHAMトピックスマザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	12,600	3,296.55	41,536,600	3,300.00	41,580,000	3.48
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	73,800	364.44	26,896,000	390.00	28,782,000	2.41
3	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	8,200	2,984.17	24,470,200	3,085.00	25,297,000	2.12
4	キヤノン	株式	日本	電気機器	6,100	3,766.83	22,977,700	3,810.00	23,241,000	1.94
5	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	7,500	2,290.06	17,175,500	2,468.00	18,510,000	1.55

6	みずほフィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	120,400	121.12	14,583,000	132.00	15,892,800	1.33
7	三菱商事	株式	日本	卸売業	7,700	1,977.00	15,222,900	2,000.00	15,400,000	1.29
8	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	3,800	3,666.73	13,933,600	3,715.00	14,117,000	1.18
9	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	3,600	3,893.27	14,015,800	3,865.00	13,914,000	1.16
10	ファナック	株式	日本	電気機器	1,000	12,070.00	12,070,000	13,380.00	13,380,000	1.12
11	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	4,300	3,048.04	13,106,600	3,030.00	13,029,000	1.09
12	小松製作所	株式	日本	機械	4,900	2,280.77	11,175,800	2,497.00	12,235,300	1.02
13	ソニー	株式	日本	電気機器	5,600	2,023.28	11,330,400	2,117.00	11,855,200	0.99
14	三井物産	株式	日本	卸売業	8,400	1,312.38	11,024,000	1,384.00	11,625,600	0.97
15	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	日本	情報・通信業	79	147,164.65	11,626,008	143,000.00	11,297,000	0.94
16	パナソニック	株式	日本	電気機器	11,500	924.66	10,633,700	980.00	11,270,000	0.94
17	日産自動車	株式	日本	輸送用機器	12,500	793.44	9,918,100	842.00	10,525,000	0.88
18	日立製作所	株式	日本	電気機器	22,000	464.50	10,219,000	473.00	10,406,000	0.87
19	三菱地所	株式	日本	不動産業	7,000	1,377.00	9,639,000	1,406.00	9,842,000	0.82
20	三菱電機	株式	日本	電気機器	10,000	889.00	8,890,000	930.00	9,300,000	0.77
21	任天堂	株式	日本	その他製品	600	16,300.33	9,780,200	15,070.00	9,042,000	0.75
22	KDDI	株式	日本	情報・通信業	15	589,180.73	8,837,711	577,000.00	8,655,000	0.72
23	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	4,000	2,193.35	8,773,400	2,157.00	8,628,000	0.72
24	東京海上ホールディングス	株式	日本	保険業	3,700	2,188.13	8,096,100	2,245.00	8,306,500	0.69
25	野村ホールディングス	株式	日本	証券・商品先物取引業	20,900	392.68	8,207,100	396.00	8,276,400	0.69
26	東芝	株式	日本	電気機器	19,000	409.89	7,788,000	422.00	8,018,000	0.67
27	東日本旅客鉄道	株式	日本	陸運業	1,700	4,570.76	7,770,300	4,600.00	7,820,000	0.65
28	信越化学工業	株式	日本	化学	1,700	4,121.94	7,007,300	4,295.00	7,301,500	0.61
29	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	2,300	3,167.73	7,285,800	3,115.00	7,164,500	0.60
30	日本たばこ産業	株式	日本	食料品	23	313,160.69	7,202,696	309,500.00	7,118,500	0.59

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.96
合計		99.96

(参考) MHAMトピックスマザーファンド

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
国内	株式	水産・農林業	0.11
		鉱業	0.62
		建設業	1.94
		食料品	2.89
		繊維製品	0.95
		パルプ・紙	0.33
		化学	5.72
		医薬品	4.36
		石油・石炭製品	0.88
		ゴム製品	0.68
		ガラス・土石製品	1.23

	鉄鋼	2.16
	非鉄金属	1.38
	金属製品	0.73
	機械	5.13
	電気機器	13.51
	輸送用機器	9.91
	精密機器	1.40
	その他製品	1.83
	電気・ガス業	2.94
	陸運業	3.12
	海運業	0.47
	空運業	0.28
	倉庫・運輸関連業	0.25
	情報・通信業	5.66
	卸売業	5.02
	小売業	3.46
	銀行業	8.78
	証券、商品先物取引業	1.24
	保険業	2.39
	その他金融業	0.71
	不動産業	2.23
	サービス業	1.65
	合計	94.13

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) MHAMトピックスマザーファンド

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	東京証券取引所	東証株価指数先物	買建	7	57,018,399	59,465,000	4.98

(注) 時価の算定方法

取引所の発表する計算日の清算値段により評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成14年6月10日	3,321	3,325	0.8524	0.8534
2期	平成15年6月10日	3,960	3,978	0.6760	0.6790
3期	平成16年6月10日	3,381	3,408	0.9036	0.9106
4期	平成17年6月10日	3,416	3,431	0.8995	0.9035
5期	平成18年6月12日	3,496	3,530	1.1815	1.1930
6期	平成19年6月11日	1,999	2,019	1.3724	1.3859
7期	平成20年6月10日	1,503	1,518	1.0773	1.0883
8期	平成21年6月10日	1,099	1,114	0.7389	0.7489
9期	平成22年6月10日	1,074	1,085	0.6807	0.6877
10期	平成23年6月10日	1,129	1,144	0.6519	0.6609
	平成22年6月末日	1,071		0.6688	
	平成22年7月末日	1,081		0.6751	
	平成22年8月末日	1,017		0.6398	
	平成22年9月末日	1,055		0.6643	
	平成22年10月末日	1,024		0.6499	
	平成22年11月末日	1,075		0.6892	
	平成22年12月末日	1,131		0.7200	
	平成23年1月末日	1,148		0.7284	
	平成23年2月末日	1,176		0.7609	
	平成23年3月末日	1,120		0.7016	
	平成23年4月末日	1,119		0.6877	
	平成23年5月末日	1,103		0.6768	
	平成23年6月30日	1,193		0.6773	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0010
2期	0.0030
3期	0.0070
4期	0.0040
5期	0.0115
6期	0.0135
7期	0.0110
8期	0.0100
9期	0.0070
10期	0.0090

【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	14.66
2期	20.34
3期	34.70
4期	0.01
5期	32.63
6期	17.30
7期	20.70
8期	30.48
9期	6.93
10期	2.91

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	4,589,614,881	693,143,767	3,896,471,114
2期	2,119,503,402	157,176,112	5,858,798,404
3期	953,032,530	3,068,985,986	3,742,844,948
4期	729,984,486	674,859,831	3,797,969,603
5期	1,185,664,943	2,024,336,318	2,959,298,228
6期	772,701,990	2,274,972,793	1,457,027,425
7期	280,133,664	341,840,586	1,395,320,503
8期	332,423,551	240,076,078	1,487,667,976
9期	307,456,807	216,793,138	1,578,331,645
10期	412,587,132	258,546,037	1,732,372,740

（注）第1期の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。

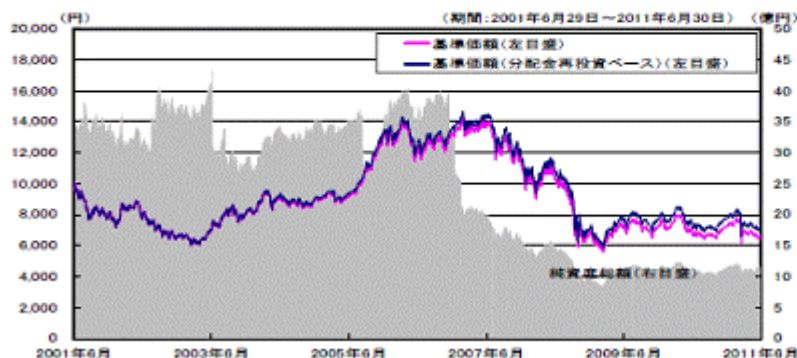
《参考情報》

(2011年6月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)

基準価額	6,773円	純資産総額	11.94億円
------	--------	-------	---------



分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2011年6月	90円
2010年6月	70円
2009年6月	100円
2008年6月	110円
2007年6月	135円
設定未累計	770円

設定来：2001年6月29日以降

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

<資産の組入比率>

資産の種類	国内/外国	比率 (%)
株式	国内	94.1
現金・預金・その他の資産		5.9
合計		100.0

(その他の資産の投資状況)

株価指数先物取引（買建） 5.0%

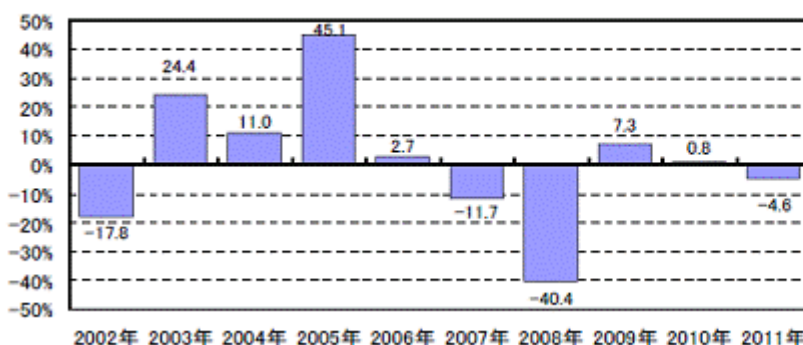
<組入上位10業種>

順位	業種	比率 (%)
1	電気機器	13.5
2	輸送用機器	9.9
3	銀行業	8.8
4	化学	5.7
5	情報・通信業	5.7
6	機械	5.1
7	卸売業	5.0
8	医薬品	4.4
9	小売業	3.5
10	陸運業	3.1

<組入上位10銘柄> 組入銘柄数906銘柄

順位	銘柄名	業種	比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.5
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.4
3	本田技研工業	輸送用機器	2.1
4	キヤノン	電気機器	1.9
5	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.6
6	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.3
7	三菱商事	卸売業	1.3
8	武田薬品工業	医薬品	1.2
9	日本電信電話	情報・通信業	1.2
10	ファナック	電気機器	1.1

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、基準価額（分配金再投資ベース）をもとに計算したものです。
※2011年は1月から6月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に原則として1口単位（販売会社によっては委託会社の承認を得て異なる解約単位となる場合があります。）をもって解約を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとし、
- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から当該基準価額の0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保

額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者が当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株 式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、「トピック」の略称にて記載されています。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成13年6月29日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。なお、第1期計算期間は、平成13年6月29日から平成14年6月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回るようになる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがい

います。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、あらかじめ、受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。償還金の支払いは原則として償還日（償還日が休業日の場合は

当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第9期計算期間(平成21年6月11日から平成22年6月10日まで)及び、第10期計算期間(平成22年6月11日から平成23年6月10日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間(平成21年6月11日から平成22年6月10日まで)及び、第10期計算期間(平成22年6月11日から平成23年6月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

MHAMトビックスファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成22年6月10日現在)	第10期 (平成23年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,549,117	4,097,984
親投資信託受益証券	1,074,000,972	1,127,340,668
未収入金	11,000,000	18,000,000
未収利息	13	9
流動資産合計	1,089,550,102	1,149,438,661
資産合計	1,089,550,102	1,149,438,661
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	11,048,321	15,591,354
未払解約金	520,573	889,257
未払受託者報酬	420,432	415,040
未払委託者報酬	3,183,179	3,142,376
その他未払費用	29,965	29,586
流動負債合計	15,202,470	20,067,613
負債合計	15,202,470	20,067,613
純資産の部		
元本等		
元本	1,578,331,645	1,732,372,740
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	503,984,013	603,001,692
元本等合計	1,074,347,632	1,129,371,048
純資産合計	1,074,347,632	1,129,371,048
負債純資産合計	1,089,550,102	1,149,438,661

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期 (自 平成21年 6 月11日 至 平成22年 6 月10日)	第10期 (自 平成22年 6 月11日 至 平成23年 6 月10日)
営業収益		
受取利息	2,857	2,183
有価証券売買等損益	73,569,703	26,860,304
営業収益合計	73,566,846	26,858,121
営業費用		
受託者報酬	833,498	809,044
委託者報酬	6,310,661	6,125,481
その他費用	59,401	57,667
営業費用合計	7,203,560	6,992,192
営業利益又は営業損失（ ）	80,770,406	33,850,313
経常利益又は経常損失（ ）	80,770,406	33,850,313
当期純利益又は当期純損失（ ）	80,770,406	33,850,313
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,370,518	2,918,620
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	388,496,565	503,984,013
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,096,574	82,698,969
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,096,574	82,698,969
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,135,813	129,356,361
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,135,813	129,356,361
分配金	11,048,321	15,591,354
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	503,984,013	603,001,692

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 9 期 (自平成21年6月11日 至平成22年6月10日)	第 10 期 (自平成22年6月11日 至平成23年6月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 個別法により基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	第 9 期 (平成22年6月10日現在)	第 10 期 (平成23年6月10日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		1,578,331,645口	1,732,372,740口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を503,984,013円下回っております。	純資産額は元本を603,001,692円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.6807 円 (6,807 円)	0.6519 円 (6,519 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 9 期 (自平成21年6月11日 至平成22年6月10日)	第 10 期 (自平成22年6月11日 至平成23年6月10日)
	(単位:円)	(単位:円)
1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程	1 分配金の計算過程
計算期間末における費用控除後の配当等収益 (12,551,153円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(315,817,866円)、分配準備積立金(239,205,073円)より、分配対象収益は567,574,092円(1万口当たり3,596円)であり、うち11,048,321円(1万口当たり70円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15,190,870円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(407,184,156円)、分配準備積立金(204,715,295円)より、分配対象収益は627,090,321円(1万口当たり3,619円)であり、うち15,591,354円(1万口当たり90円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (15,190,870円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(407,184,156円)、分配準備積立金(204,715,295円)より、分配対象収益は627,090,321円(1万口当たり3,619円)であり、うち15,591,354円(1万口当たり90円)を分配金額としております。
配当等収益	12,551,153	15,190,870
有価証券売買等損益	0	0
収益調整金	315,817,866	407,184,156
分配準備積立金	239,205,073	204,715,295
分配可能額	567,574,092	627,090,321
収益分配額	11,048,321	15,591,354

(金融商品に関する注記)

(追加情報)

第 9 期 (自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日)	第 10 期 (自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 9 期 (自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日)	第 10 期 (自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	第 9 期 (平成22年6月10日現在)	第 10 期 (平成23年6月10日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 親投資信託受益証券</p> <p>原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 9 期 (自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	67,536,657
合計	67,536,657

第 10 期 (自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	26,196,219
合計	26,196,219

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 9 期 （自 平成21年6月11日 至 平成22年6月10日）	第 10 期 （自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	第 9 期 （平成22年6月10日現在）	第 10 期 （平成23年6月10日現在）
1 期首元本額		1,487,667,976 円	1,578,331,645 円
期中追加設定元本額		307,456,807 円	412,587,132 円
期中一部解約元本額		216,793,138 円	258,546,037 円

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAMトピックスファンド

（平成23年6月10日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAMトピックスマザーファンド	1,505,529,739	1,127,340,668	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	1,505,529,739 1 99.8%	1,127,340,668 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				1,127,340,668	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAMトピックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAMトピックスマザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	（平成23年6月10日現在）
資産の部	

流動資産	
コール・ローン	103,341,486
株式	1,022,264,390
派生商品評価勘定	760,191
未収入金	223,249
未収配当金	9,711,301
未収利息	240
差入委託証拠金	9,660,000
流動資産合計	1,145,960,857
資産合計	1,145,960,857
負債の部	
流動負債	
前受金	560,000
未払解約金	18,000,000
流動負債合計	18,560,000
負債合計	18,560,000
純資産の部	
元本等	
元本	1,505,529,739
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	378,128,882
元本等合計	1,127,400,857
純資産合計	1,127,400,857
負債純資産合計	1,145,960,857

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引 原則として時価で評価しております。
3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	(平成23年6月10日現在)

1	計算期間末日の受益権総口数	1,505,529,739口
2	元本の欠損金額	純資産額は元本を378,128,882円下回っております。
3	期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)	0.7488 円 (7,488 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	(平成23年6月10日現在)
----	----------------

1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>株式 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	35,147,047
合計	35,147,047

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(株式関連)

(自 平成22年6月11日 至 平成23年6月10日)

種類	(平成23年6月10日 現在)			
	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
	うち1年超			
市場取引				
株価指数先物取引				
買建				
東証株価指数先物	97,219,809		97,980,000	760,191
小計	97,219,809		97,980,000	760,191
合計	97,219,809		97,980,000	760,191

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

（その他の注記）

項目	期別	(平成23年6月10日現在)
1	親投資信託の期首における元本額	1,401,175,437 円 (平成22年6月11日)
	期中追加設定元本額	296,691,981 円
	期中一部解約元本額	192,337,679 円
2	期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額	
	期末元本額	1,505,529,739 円
	MHAMトピックスファンド	1,505,529,739 円

（3） 附属明細表

第1 有価証券明細表

（1） 株式

有価証券明細表

MHAMトピックスマザーファンド

（平成23年6月10日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	極洋	1,000	175	175,000	
	日本水産	1,500	253	379,500	
	マルハニチロホールディングス	3,000	120	360,000	
	サカタのタネ	200	1,116	223,200	
	ホクト	100	1,793	179,300	
	三井松島産業	1,000	172	172,000	
	国際石油開発帝石	10	588,000	5,880,000	
	石油資源開発	200	3,900	780,000	
	ショーボンドホールディングス	100	1,893	189,300	
	ミライト・ホールディングス	200	600	120,000	
	東急建設	560	206	115,360	
	コムシスホールディングス	600	762	457,200	
	ミサワホーム	200	492	98,400	
	東建コーポレーション	40	3,185	127,400	
	大成建設	5,000	185	925,000	
	大林組	3,000	357	1,071,000	
	清水建設	3,000	344	1,032,000	
	長谷工コーポレーション	6,500	55	357,500	
	鹿島建設	5,000	232	1,160,000	
	不動テトラ	700	166	116,200	
	鉄建建設	1,000	104	104,000	
	前田建設工業	1,000	257	257,000	
奥村組	1,000	282	282,000		
戸田建設	1,000	286	286,000		

大東建託	400	7,000	2,800,000
東亜建設工業	1,000	133	133,000
東洋建設	1,000	89	89,000
五洋建設	1,500	180	270,000
住友林業	800	708	566,400
大和ハウス工業	3,000	1,006	3,018,000
ライト工業	600	252	151,200
積水ハウス	3,000	773	2,319,000
中電工	200	885	177,000
関電工	1,000	340	340,000
きんでん	1,000	657	657,000
協和エクシオ	400	747	298,800
新日本空調	200	380	76,000
九電工	1,000	476	476,000
日揮	1,000	2,225	2,225,000
高砂熱学工業	300	601	180,300
NEC ネットエスアイ	200	975	195,000
大気社	200	1,569	313,800
日比谷総合設備	200	761	152,200
東洋エンジニアリング	1,000	319	319,000
千代田化工建設	1,000	970	970,000
新興ブランテック	200	808	161,600
日本製粉	1,000	364	364,000
日清製粉グループ本社	1,000	990	990,000
昭和産業	1,000	220	220,000
日本甜菜製糖	1,000	169	169,000
三井製糖	1,000	320	320,000
森永製菓	2,000	178	356,000
不二家	1,000	127	127,000
山崎製パン	1,000	1,026	1,026,000
森永乳業	1,000	353	353,000
ヤクルト本社	500	2,211	1,105,500
明治ホールディングス	300	3,290	987,000
雪印メグミルク	200	1,487	297,400
日本ハム	1,000	1,092	1,092,000
伊藤ハム	1,000	333	333,000
丸大食品	1,000	246	246,000
サッポロホールディングス	2,000	315	630,000
アサヒビール	2,000	1,597	3,194,000
キリンホールディングス	4,000	1,102	4,408,000
宝ホールディングス	1,000	390	390,000
オエノンホールディングス	1,000	181	181,000
三国コカ・コーラボトリング	200	701	140,200
コカ・コーラウエスト	300	1,476	442,800
コカ・コーラ セントラル ジャパン	100	1,053	105,300
伊藤園	300	1,418	425,400
日清オイリオグループ	1,000	380	380,000
不二製油	300	1,193	357,900

J - オイルミルズ	1,000	236	236,000
キッコーマン	1,000	816	816,000
味の素	3,000	953	2,859,000
キューピー	500	982	491,000
ハウス食品	400	1,344	537,600
カゴメ	300	1,427	428,100
アリアケジャパン	100	1,558	155,800
ニチレイ	1,000	350	350,000
日清食品ホールディングス	400	2,967	1,186,800
日本たばこ産業	21	314,000	6,594,000
わらべや日洋	100	913	91,300
片倉工業	200	830	166,000
グンゼ	1,000	264	264,000
東洋紡績	5,000	112	560,000
ユニチカ	2,000	54	108,000
日清紡ホールディングス	1,000	738	738,000
倉敷紡績	2,000	157	314,000
帝人	4,000	360	1,440,000
東レ	7,000	605	4,235,000
アツギ	2,000	99	198,000
セーレン	400	486	194,400
ワコールホールディングス	1,000	970	970,000
ホギメディカル	100	3,515	351,500
三陽商会	1,000	230	230,000
オンワードホールディングス	1,000	622	622,000
特種東海製紙	1,000	152	152,000
王子製紙	4,000	345	1,380,000
三菱製紙	1,000	76	76,000
北越紀州製紙	500	471	235,500
中越パルプ工業	1,000	129	129,000
日本製紙グループ本社	600	1,543	925,800
レンゴー	1,000	510	510,000
トーモク	1,000	202	202,000
クラレ	1,400	1,191	1,667,400
旭化成	6,000	529	3,174,000
昭和電工	7,000	166	1,162,000
住友化学	7,000	394	2,758,000
日産化学工業	800	853	682,400
クレハ	1,000	361	361,000
石原産業	2,000	93	186,000
日本曹達	1,000	307	307,000
東ソー	3,000	312	936,000
トクヤマ	2,000	382	764,000
セントラル硝子	1,000	382	382,000
東亜合成	1,000	397	397,000
ダイソー	1,000	276	276,000
電気化学工業	2,000	392	784,000
信越化学工業	1,600	4,120	6,592,000
日本カーバイド工業	1,000	186	186,000

エア・ウォーター	1,000	949	949,000
大陽日酸	1,000	637	637,000
日本化学工業	1,000	170	170,000
日本触媒	1,000	1,002	1,002,000
大日精化工業	1,000	363	363,000
カネカ	1,000	531	531,000
三菱瓦斯化学	2,000	590	1,180,000
三井化学	4,000	266	1,064,000
J S R	800	1,549	1,239,200
東京応化工業	200	1,741	348,200
三菱ケミカルホールディングス	5,500	555	3,052,500
ダイセル化学工業	1,000	500	500,000
住友ベークライト	1,000	528	528,000
積水化学工業	2,000	650	1,300,000
日本ゼオン	1,000	685	685,000
アイカ工業	300	1,089	326,700
宇部興産	4,000	246	984,000
タキロン	1,000	299	299,000
旭有機材工業	1,000	212	212,000
日立化成工業	400	1,634	653,600
日本カーリット	300	448	134,400
日本化薬	1,000	787	787,000
A D E K A	500	759	379,500
日油	1,000	337	337,000
花王	2,600	2,061	5,358,600
日本ペイント	1,000	612	612,000
関西ペイント	1,000	685	685,000
藤倉化成	300	405	121,500
太陽ホールディングス	100	2,267	226,700
D I C	4,000	189	756,000
東洋インキS Cホールディングス	1,000	367	367,000
富士フイルムホールディングス	2,100	2,372	4,981,200
資生堂	1,600	1,412	2,259,200
ライオン	1,000	442	442,000
マンダム	100	2,133	213,300
ミルボン	100	2,367	236,700
ファンケル	200	1,062	212,400
コーセー	200	2,003	400,600
ドクターシーラボ	1	366,500	366,500
エステー	100	842	84,200
長谷川香料	100	1,229	122,900
小林製薬	100	3,885	388,500
アース製薬	100	2,738	273,800
アキレス	1,000	106	106,000
日東電工	800	4,185	3,348,000
前澤化成工業	200	738	147,600
J S P	100	1,344	134,400
信越ポリマー	400	405	162,000
ニフコ	200	2,044	408,800

日本バルカー工業	1,000	224	224,000
ユニ・チャーム	500	3,345	1,672,500
協和発酵キリン	1,000	788	788,000
武田薬品工業	3,600	3,665	13,194,000
アステラス製薬	2,200	3,170	6,974,000
大日本住友製薬	700	758	530,600
塩野義製薬	1,400	1,352	1,892,800
田辺三菱製薬	800	1,380	1,104,000
中外製薬	1,000	1,316	1,316,000
エーザイ	1,200	3,085	3,702,000
小野薬品工業	500	4,295	2,147,500
久光製薬	300	3,505	1,051,500
大正製薬	1,000	1,808	1,808,000
参天製薬	300	3,265	979,500
ツムラ	300	2,559	767,700
日医工	100	1,936	193,600
キッセイ薬品工業	200	1,560	312,000
生化学工業	200	880	176,000
鳥居薬品	100	1,546	154,600
沢井製薬	100	8,420	842,000
第一三共	3,300	1,576	5,200,800
大塚ホールディングス	2,300	2,103	4,836,900
昭和シェル石油	900	762	685,800
コスモ石油	3,000	229	687,000
東燃ゼネラル石油	2,000	1,006	2,012,000
AOCホールディングス	300	508	152,400
出光興産	100	9,030	903,000
JXホールディングス	10,800	530	5,724,000
横浜ゴム	1,000	439	439,000
東洋ゴム工業	1,000	196	196,000
ブリヂストン	3,000	1,848	5,544,000
住友ゴム工業	700	980	686,000
藤倉ゴム工業	400	293	117,200
ニッタ	100	1,507	150,700
東海ゴム工業	200	963	192,600
バンドー化学	1,000	298	298,000
日東紡績	1,000	175	175,000
旭硝子	5,000	913	4,565,000
日本板硝子	4,000	249	996,000
日本山村硝子	1,000	195	195,000
日本電気硝子	2,000	1,085	2,170,000
住友大阪セメント	2,000	209	418,000
太平洋セメント	4,000	150	600,000
東海カーボン	1,000	436	436,000
日本カーボン	1,000	220	220,000
東洋炭素	100	4,430	443,000
ノリタケカンパニーリミテド	1,000	303	303,000
TOTO	1,000	589	589,000
日本碍子	1,000	1,376	1,376,000

日本特殊陶業	1,000	1,065	1,065,000
フジミインコーポレーテッド	100	983	98,300
ニチアス	1,000	442	442,000
ニチハ	200	657	131,400
新日本製鐵	25,000	234	5,850,000
住友金属工業	18,000	163	2,934,000
神戸製鋼所	14,000	166	2,324,000
日新製鋼	4,000	146	584,000
合同製鐵	1,000	192	192,000
ジェイ エフ イー ホールディングス	2,300	1,948	4,480,400
東京製鐵	500	800	400,000
共英製鋼	100	1,204	120,400
大和工業	200	2,430	486,000
淀川製鋼所	1,000	321	321,000
住友鋼管	200	515	103,000
丸一鋼管	300	2,020	606,000
大同特殊鋼	2,000	497	994,000
日本冶金工業	500	211	105,500
山陽特殊製鋼	1,000	497	497,000
愛知製鋼	1,000	535	535,000
日立金属	1,000	1,098	1,098,000
大平洋金属	1,000	575	575,000
栗本鐵工所	1,000	163	163,000
三菱製鋼	1,000	257	257,000
日本軽金属	3,000	151	453,000
三井金属鉱業	3,000	250	750,000
東邦亜鉛	1,000	374	374,000
三菱マテリアル	6,000	238	1,428,000
住友金属鉱山	3,000	1,239	3,717,000
DOWAホールディングス	1,000	475	475,000
古河機械金属	2,000	78	156,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	100	6,100	610,000
東邦チタニウム	200	2,473	494,600
住友軽金属工業	2,000	77	154,000
古河スカイ	1,000	262	262,000
古河電気工業	3,000	315	945,000
住友電気工業	3,400	1,131	3,845,400
フジクラ	2,000	349	698,000
昭和電線ホールディングス	1,000	96	96,000
日立電線	1,000	200	200,000
リョービ	1,000	318	318,000
アサヒホールディングス	100	1,625	162,500
稲葉製作所	100	867	86,700
三協・立山ホールディングス	1,000	103	103,000
SUMCO	600	1,352	811,200
東洋製罐	700	1,203	842,100
三和ホールディングス	1,000	266	266,000
文化シャッター	1,000	211	211,000

住生活グループ	1,200	1,931	2,317,200
ノーリツ	200	1,506	301,200
長府製作所	200	1,923	384,600
リンナイ	200	5,790	1,158,000
岡部	300	420	126,000
東プレ	300	714	214,200
高周波熱錬	200	620	124,000
東京製綱	1,000	330	330,000
バイオラックス	100	1,754	175,400
日本発條	1,000	775	775,000
日本製鋼所	2,000	560	1,120,000
三浦工業	200	2,252	450,400
タクマ	1,000	436	436,000
オークマ	1,000	678	678,000
東芝機械	1,000	387	387,000
アマダ	1,000	587	587,000
アイダエンジニアリング	500	346	173,000
オーエスジー	500	1,002	501,000
森精機製作所	600	1,002	601,200
ディスコ	100	5,100	510,000
日東工器	100	1,862	186,200
島精機製作所	100	2,205	220,500
ナブテスコ	300	1,818	545,400
三井海洋開発	100	1,306	130,600
S M C	300	13,320	3,996,000
新川	100	640	64,000
ユニオンツール	100	1,684	168,400
オイレス工業	100	1,477	147,700
サトー	200	1,008	201,600
小松製作所	4,600	2,276	10,469,600
住友重機械工業	3,000	551	1,653,000
日立建機	500	1,663	831,500
井関農機	1,000	172	172,000
T O W A	200	477	95,400
北川鉄工所	1,000	136	136,000
クボタ	4,000	685	2,740,000
新東工業	300	802	240,600
小森コーポレーション	400	715	286,000
荏原製作所	2,000	455	910,000
西島製作所	100	1,091	109,100
ダイキン工業	1,000	2,826	2,826,000
トーヨーカネツ	1,000	192	192,000
栗田工業	500	2,331	1,165,500
椿本チエイン	1,000	435	435,000
ダイフク	500	452	226,000
タダノ	1,000	431	431,000
シーケーディ	300	716	214,800
平和	200	1,238	247,600
理想科学工業	100	1,163	116,300

SANKYO	300	4,205	1,261,500
日本金銭機械	200	613	122,600
アマノ	300	743	222,900
JUKI	1,000	236	236,000
サンデン	1,000	369	369,000
グローリー	300	1,718	515,400
セガサミーホールディングス	1,000	1,592	1,592,000
日本ピストンリング	1,000	165	165,000
リケン	1,000	343	343,000
帝国ピストンリング	200	925	185,000
ホシザキ電機	200	1,721	344,200
大豊工業	100	695	69,500
日本精工	2,000	766	1,532,000
NTN	2,000	433	866,000
ジェイテクト	1,000	1,129	1,129,000
不二越	1,000	449	449,000
THK	600	1,994	1,196,400
キッツ	500	429	214,500
日立工機	300	707	212,100
マキタ	600	3,440	2,064,000
日立造船	4,000	116	464,000
三菱重工業	15,000	394	5,910,000
IHI	7,000	192	1,344,000
イビデン	600	2,506	1,503,600
コニカミノルタホールディングス	2,500	652	1,630,000
ブラザー工業	1,200	1,093	1,311,600
ミネベア	1,000	389	389,000
日立製作所	21,000	464	9,744,000
東芝	18,000	410	7,380,000
三菱電機	9,000	889	8,001,000
富士電機	3,000	243	729,000
安川電機	1,000	865	865,000
シンフォニアテクノロジー	1,000	245	245,000
明電舎	1,000	335	335,000
東芝テック	1,000	350	350,000
マブチモーター	100	3,965	396,500
日本電産	500	7,270	3,635,000
ダイヘン	1,000	305	305,000
オムロン	1,000	2,044	2,044,000
日東工業	200	842	168,400
IDEC	200	922	184,400
エルピーダメモリ	900	1,000	900,000
ジーエス・ユアサコーポレーション	2,000	512	1,024,000
メルコホールディングス	100	2,004	200,400
日本電気	12,000	162	1,944,000
富士通	9,000	443	3,987,000
サンケン電気	1,000	465	465,000
アイホン	100	1,264	126,400

ルネサスエレクトロニクス	300	722	216,600
セイコーエプソン	700	1,300	910,000
ワコム	2	93,700	187,400
アルバック	200	2,134	426,800
ナナオ	100	1,540	154,000
日本信号	300	590	177,000
マスプロ電工	200	595	119,000
日本無線	1,000	223	223,000
パナソニック	10,800	924	9,979,200
シャープ	4,000	723	2,892,000
ソニー	5,200	2,024	10,524,800
T D K	500	4,330	2,165,000
帝国通信工業	1,000	141	141,000
ミツミ電機	300	793	237,900
アルプス電気	800	808	646,400
日本電波工業	100	1,115	111,500
フォスター電機	100	1,573	157,300
ホシデン	300	705	211,500
ヒロセ電機	100	7,930	793,000
アルパイン	300	1,091	327,300
スミダコーポレーション	100	723	72,300
アイコム	100	1,993	199,300
船井電機	100	2,316	231,600
横河電機	1,000	658	658,000
山武	300	1,738	521,400
日本光電工業	200	1,902	380,400
堀場製作所	200	2,459	491,800
アドバンテスト	700	1,448	1,013,600
エスベック	200	543	108,600
キーエンス	200	21,750	4,350,000
日置電機	100	1,649	164,900
シスメックス	300	2,896	868,800
メガチップス	100	1,337	133,700
コーセル	100	1,291	129,100
オブテックス	100	1,040	104,000
スタンレー電気	700	1,323	926,100
岩崎電気	1,000	271	271,000
ウシオ電機	600	1,577	946,200
日本デジタル研究所	200	923	184,600
図研	200	577	115,400
カシオ計算機	1,000	546	546,000
ファナック	1,000	12,070	12,070,000
日本シイエムケイ	300	273	81,900
ローム	500	4,480	2,240,000
浜松ホトニクス	300	3,375	1,012,500
新光電気工業	300	757	227,100
京セラ	800	8,280	6,624,000
村田製作所	1,000	5,110	5,110,000
双葉電子工業	200	1,412	282,400

北陸電気工業	1,000	154	154,000
ニチコン	300	1,318	395,400
日本ケミコン	1,000	502	502,000
K O A	200	849	169,800
スター精密	200	879	175,800
大日本スクリーン製造	1,000	689	689,000
キヤノン電子	100	2,077	207,700
キヤノン	5,700	3,765	21,460,500
リコー	3,000	865	2,595,000
東京エレクトロン	700	4,390	3,073,000
トヨタ紡織	300	1,226	367,800
ユニプレス	100	1,845	184,500
豊田自動織機	800	2,430	1,944,000
三櫻工業	300	615	184,500
デンソー	2,000	2,846	5,692,000
東海理化電機製作所	300	1,482	444,600
三井造船	4,000	169	676,000
佐世保重工業	1,000	136	136,000
川崎重工業	7,000	293	2,051,000
日産自動車	11,800	793	9,357,400
いすゞ自動車	5,000	353	1,765,000
トヨタ自動車	11,900	3,300	39,270,000
日野自動車	1,000	447	447,000
三菱自動車工業	19,000	94	1,786,000
武蔵精密工業	100	1,937	193,700
トヨタ車体	200	1,247	249,400
関東自動車工業	300	606	181,800
新明和工業	1,000	295	295,000
極東開発工業	400	418	167,200
日信工業	200	1,325	265,000
トピー工業	1,000	208	208,000
曙ブレーキ工業	600	398	238,800
タチエス	100	1,345	134,500
N O K	500	1,350	675,000
カヤバ工業	1,000	540	540,000
プレス工業	1,000	349	349,000
カルソニックカンセイ	1,000	427	427,000
ケーヒン	200	1,622	324,400
アイシン精機	800	2,924	2,339,200
マツダ	7,000	194	1,358,000
ダイハツ工業	1,000	1,278	1,278,000
今仙電機製作所	100	1,014	101,400
本田技研工業	7,800	2,985	23,283,000
スズキ	1,900	1,731	3,288,900
富士重工業	3,000	571	1,713,000
ヤマハ発動機	1,400	1,415	1,981,000
ショーワ	300	556	166,800
エクセディ	100	2,717	271,700
豊田合成	300	1,695	508,500

愛三工業	200	757	151,400
ヨロズ	100	1,629	162,900
エフ・シー・シー	100	1,875	187,500
シマノ	400	4,110	1,644,000
タカタ	200	2,268	453,600
テイ・エス テック	200	1,352	270,400
テルモ	700	4,385	3,069,500
島津製作所	1,000	721	721,000
東京精密	200	1,623	324,600
ニコン	1,600	1,925	3,080,000
トプコン	300	455	136,500
オリンパス	1,100	2,614	2,875,400
理研計器	200	663	132,600
タムロン	100	1,915	191,500
H O Y A	2,200	1,721	3,786,200
日本電産コパル	100	931	93,100
シチズンホールディングス	1,200	428	513,600
リズム時計工業	1,000	112	112,000
ニプロ	200	1,469	293,800
バンダイナムコホールディングス	1,100	956	1,051,600
パイロットコーポレーション	1	151,000	151,000
トッパン・フォームズ	400	617	246,800
フジシールインターナショナル	100	1,563	156,300
タカラトミー	400	699	279,600
大建工業	1,000	252	252,000
凸版印刷	3,000	596	1,788,000
大日本印刷	3,000	882	2,646,000
共同印刷	1,000	184	184,000
日本写真印刷	200	1,450	290,000
アシックス	1,000	1,145	1,145,000
ローランド	100	803	80,300
ヤマハ	800	893	714,400
河合楽器製作所	1,000	144	144,000
ビジョン	100	2,720	272,000
パラマウントベッド	100	2,169	216,900
キングジム	200	646	129,200
リンテック	200	2,386	477,200
イトーキ	600	170	102,000
任天堂	500	16,310	8,155,000
三菱鉛筆	100	1,452	145,200
タカラスタンダード	1,000	566	566,000
コクヨ	600	580	348,000
岡村製作所	1,000	463	463,000
美津濃	1,000	356	356,000
ユニハアー	100	893	89,300
中部電力	3,000	1,149	3,447,000
関西電力	4,000	1,180	4,720,000
中国電力	1,400	1,050	1,470,000
北陸電力	1,000	1,235	1,235,000

東北電力	2,500	804	2,010,000
四国電力	1,000	1,538	1,538,000
九州電力	2,200	1,096	2,411,200
北海道電力	1,000	1,086	1,086,000
沖縄電力	100	3,230	323,000
電源開発	600	1,870	1,122,000
東京瓦斯	12,000	361	4,332,000
大阪瓦斯	9,000	296	2,664,000
東邦瓦斯	3,000	406	1,218,000
北海道瓦斯	1,000	262	262,000
西部瓦斯	2,000	179	358,000
静岡瓦斯	500	430	215,000
東武鉄道	5,000	320	1,600,000
相鉄ホールディングス	2,000	216	432,000
東京急行電鉄	5,000	320	1,600,000
京浜急行電鉄	2,000	534	1,068,000
小田急電鉄	3,000	614	1,842,000
京王電鉄	2,000	422	844,000
京成電鉄	2,000	442	884,000
東日本旅客鉄道	1,600	4,575	7,320,000
西日本旅客鉄道	9	306,000	2,754,000
東海旅客鉄道	8	610,000	4,880,000
西日本鉄道	1,000	344	344,000
近畿日本鉄道	8,000	245	1,960,000
阪急阪神ホールディングス	6,000	305	1,830,000
南海電気鉄道	2,000	303	606,000
京阪電気鉄道	2,000	342	684,000
名糖運輸	200	558	111,600
名古屋鉄道	4,000	201	804,000
日本通運	4,000	316	1,264,000
ヤマトホールディングス	1,900	1,234	2,344,600
山九	1,000	359	359,000
福山通運	1,000	419	419,000
セイノーホールディングス	1,000	559	559,000
日立物流	200	1,319	263,800
日本郵船	8,000	293	2,344,000
商船三井	5,000	413	2,065,000
川崎汽船	3,000	265	795,000
飯野海運	500	351	175,500
第一中央汽船	1,000	140	140,000
全日本空輸	13,000	245	3,185,000
日新	1,000	193	193,000
三菱倉庫	1,000	853	853,000
三井倉庫	1,000	294	294,000
住友倉庫	1,000	361	361,000
安田倉庫	300	452	135,600
上組	1,000	721	721,000
郵船ロジスティクス	100	1,328	132,800
近鉄エクスプレス	100	2,512	251,200

新日鉄ソリューションズ	100	1,424	142,400
I Tホールディングス	400	679	271,600
グリーン	300	1,899	569,700
コーエーテクモホールディングス	300	622	186,600
マクロミル	100	776	77,600
ティーガイア	1	147,800	147,800
インターネットイニシアティブ	1	308,000	308,000
ソネットエンタテインメント	1	335,000	335,000
野村総合研究所	500	1,665	832,500
フジ・メディア・ホールディングス	10	106,100	1,061,000
オービック	30	14,400	432,000
ヤフー	68	27,100	1,842,800
トレンドマイクロ	400	2,541	1,016,400
日本オラクル	100	3,440	344,000
オービックビジネスコンサルタント	50	4,825	241,250
伊藤忠テクノソリューションズ	100	2,668	266,800
大塚商会	100	4,795	479,500
ネットワンシステムズ	2	149,300	298,600
エイベックス・グループ・ホールディングス	300	1,030	309,000
日本ユニシス	400	433	173,200
東京放送ホールディングス	500	939	469,500
日本テレビ放送網	90	10,830	974,700
テレビ朝日	3	112,400	337,200
スカパーJSATホールディングス	8	30,450	243,600
イー・アクセス	6	36,450	218,700
日本電信電話	3,500	3,895	13,632,500
KDDI	14	590,000	8,260,000
光通信	100	1,848	184,800
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	75	147,300	11,047,500
GMOインターネット	300	340	102,000
学研ホールディングス	1,000	131	131,000
ゼンリン	200	755	151,000
角川グループホールディングス	100	2,556	255,600
松竹	1,000	630	630,000
東宝	600	1,274	764,400
東映	1,000	340	340,000
エヌ・ティ・ティ・データ	7	243,300	1,703,100
DTS	200	761	152,200
スクウェア・エニックス・ホールディングス	300	1,268	380,400
カプコン	200	1,758	351,600
住商情報システム	200	1,256	251,200
アイネス	200	523	104,600
TKC	100	1,728	172,800
富士ソフト	200	1,108	221,600
NSD	200	703	140,600
コナミ	400	1,832	732,800

ソフトバンク	4,100	3,050	12,505,000
双日	6,400	142	908,800
アルフレッサ ホールディングス	200	2,987	597,400
横浜冷凍	400	522	208,800
ダイワポウホールディングス	1,000	155	155,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	200	618	123,600
日本コークス工業	1,000	129	129,000
JFE商事ホールディングス	1,000	352	352,000
シップヘルスケアホールディングス	100	1,481	148,100
小野建	100	677	67,700
伯東	100	753	75,300
ナガイレーベン	100	2,143	214,300
菱食	100	1,769	176,900
メディカルホールディングス	900	703	632,700
アズワン	100	1,675	167,500
ドウシシャ	100	1,890	189,000
黒田電気	200	861	172,200
トーメンエレクトロニクス	100	979	97,900
エクセル	100	812	81,200
ガリバーインターナショナル	30	2,914	87,420
マクニカ	100	1,765	176,500
伊藤忠商事	6,400	811	5,190,400
丸紅	8,000	535	4,280,000
長瀬産業	600	946	567,600
豊田通商	1,000	1,322	1,322,000
兼松	2,000	79	158,000
三井物産	8,000	1,312	10,496,000
日本紙パルプ商事	1,000	278	278,000
日立ハイテクノロジーズ	300	1,722	516,600
スターゼン	1,000	226	226,000
山善	400	525	210,000
住友商事	5,100	1,047	5,339,700
三菱商事	7,300	1,977	14,432,100
キヤノンマーケティングジャパン	400	874	349,600
西華産業	1,000	202	202,000
佐藤商事	200	434	86,800
菱洋エレクトロ	200	797	159,400
神鋼商事	1,000	180	180,000
阪和興業	1,000	319	319,000
岩谷産業	1,000	275	275,000
すてきなイスグループ	1,000	149	149,000
昭光通商	1,000	104	104,000
稲畑産業	400	465	186,000
東邦ホールディングス	300	748	224,400
サンゲツ	200	1,898	379,600
ミツウロコ	200	482	96,400
伊藤忠エネクス	400	421	168,400
サンリオ	200	3,390	678,000

リョーサン	200	1,685	337,000
新光商事	200	591	118,200
三信電気	200	624	124,800
東陽テクニカ	200	845	169,000
モスフードサービス	100	1,505	150,500
加賀電子	100	871	87,100
P a l t a c	100	1,290	129,000
ヤマタネ	1,000	116	116,000
トラスコ中山	100	1,442	144,200
オートバックスセブン	100	3,200	320,000
加藤産業	200	1,416	283,200
因幡電機産業	100	2,038	203,800
住金物産	1,000	176	176,000
ミスミグループ本社	300	1,946	583,800
スズケン	400	1,793	717,200
ローソン	300	4,025	1,207,500
カワチ薬品	100	1,504	150,400
エービーシー・マート	100	3,335	333,500
アスクル	100	1,227	122,700
ゲオ	2	99,900	199,800
ポイント	90	3,305	297,450
エディオン	400	785	314,000
アルペン	100	1,297	129,700
ビックカメラ	4	40,900	163,600
D C Mホールディングス	500	486	243,000
J . フロント リテイリング	2,000	305	610,000
ドトール・日レスホールディングス	200	978	195,600
マツモトキヨシホールディングス	200	1,812	362,400
ココカラファイン	100	1,947	194,700
三越伊勢丹ホールディングス	1,900	707	1,343,300
サークルKサンクス	200	1,219	243,800
セブン&アイ・ホールディングス	3,800	2,192	8,329,600
ツルハホールディングス	100	3,695	369,500
カップ・クリエイト	100	1,593	159,300
良品計画	100	3,760	376,000
三城ホールディングス	100	751	75,100
コナカ	300	370	111,000
イオン北海道	400	327	130,800
コーナン商事	200	1,334	266,800
ワタミ	100	1,621	162,100
ドン・キホーテ	200	2,556	511,200
西松屋チェーン	300	633	189,900
ゼンショー	400	1,001	400,400
幸楽苑	100	1,096	109,600
ハークスレイ	200	532	106,400
サイゼリヤ	100	1,413	141,300
ユナイテッドアローズ	100	1,585	158,500
コロワイド	500	450	225,000

スギホールディングス	200	2,038	407,600
スクロール	500	245	122,500
ファミリーマート	300	2,821	846,300
木曽路	100	1,602	160,200
千趣会	300	484	145,200
ケーヨー	300	413	123,900
日本瓦斯	100	1,035	103,500
島忠	200	1,979	395,800
チヨダ	200	1,203	240,600
カスミ	400	439	175,600
A O K Iホールディングス	100	1,155	115,500
コメリ	100	2,168	216,800
青山商事	300	1,370	411,000
しまむら	100	7,510	751,000
高島屋	1,000	487	487,000
松屋	200	399	79,800
エイチ・ツー・オー リテイリング	1,000	609	609,000
ニッセンホールディングス	300	468	140,400
パルコ	300	615	184,500
丸井グループ	1,300	551	716,300
ダイエー	450	278	125,100
イオン	3,300	896	2,956,800
ユニー	800	696	556,800
イズミ	300	1,156	346,800
平和堂	200	955	191,000
フジ	100	1,715	171,500
ヤオコー	100	2,385	238,500
ゼビオ	200	1,687	337,400
ケースホールディングス	200	3,360	672,000
ヤマダ電機	430	6,830	2,936,900
アークランドサカモト	100	1,099	109,900
ニトリホールディングス	150	7,110	1,066,500
吉野家ホールディングス	3	97,800	293,400
松屋フーズ	100	1,504	150,400
ブレナス	100	1,264	126,400
ミニストップ	100	1,376	137,600
アークス	100	1,216	121,600
パロー	200	1,075	215,000
ファーストリテイリング	200	12,060	2,412,000
サンドラッグ	200	2,414	482,800
ベルーナ	300	527	158,100
新生銀行	6,000	79	474,000
あおぞら銀行	3,000	175	525,000
三菱UFJフィナンシャル・グ ループ	69,700	364	25,370,800
りそなホールディングス	5,700	349	1,989,300
三井住友トラスト・ホールディ ングス	17,000	254	4,318,000
三井住友フィナンシャルグルー プ	7,000	2,287	16,009,000

第四銀行	2,000	218	436,000
北越銀行	1,000	158	158,000
西日本シティ銀行	3,000	223	669,000
札幌北洋ホールディングス	1,400	310	434,000
千葉銀行	4,000	472	1,888,000
横浜銀行	6,000	379	2,274,000
常陽銀行	3,000	314	942,000
群馬銀行	2,000	397	794,000
武蔵野銀行	200	2,519	503,800
東京都民銀行	200	961	192,200
七十七銀行	2,000	311	622,000
青森銀行	1,000	242	242,000
岩手銀行	100	2,931	293,100
東邦銀行	1,000	166	166,000
ふくおかフィナンシャルグループ	4,000	311	1,244,000
静岡銀行	3,000	711	2,133,000
十六銀行	1,000	222	222,000
スルガ銀行	1,000	648	648,000
八十二銀行	2,000	419	838,000
山梨中央銀行	1,000	313	313,000
大垣共立銀行	2,000	231	462,000
福井銀行	1,000	221	221,000
北國銀行	1,000	279	279,000
滋賀銀行	1,000	427	427,000
南都銀行	1,000	350	350,000
百五銀行	1,000	302	302,000
京都銀行	2,000	692	1,384,000
ほくほくフィナンシャルグループ	6,000	143	858,000
広島銀行	3,000	330	990,000
山陰合同銀行	1,000	508	508,000
中国銀行	1,000	928	928,000
伊予銀行	1,000	681	681,000
百十四銀行	1,000	270	270,000
四国銀行	1,000	224	224,000
阿波銀行	1,000	471	471,000
鹿児島銀行	1,000	496	496,000
肥後銀行	1,000	428	428,000
沖縄銀行	100	3,340	334,000
琉球銀行	200	986	197,200
みずほ信託銀行	8,000	65	520,000
みずほフィナンシャルグループ	113,100	121	13,685,100
紀陽ホールディングス	3,000	106	318,000
山口フィナンシャルグループ	1,000	694	694,000
名古屋銀行	1,000	218	218,000
第三銀行	1,000	177	177,000
みなと銀行	1,000	138	138,000
京葉銀行	1,000	381	381,000
関西アーバン銀行	1,000	142	142,000
トモニホールディングス	500	265	132,500

フィデアホールディングス	700	168	117,600
池田泉州ホールディングス	2,600	109	283,400
S B Iホールディングス	112	7,200	806,400
ジャフコ	100	1,847	184,700
大和証券グループ本社	9,000	329	2,961,000
野村ホールディングス	19,800	393	7,781,400
みずほ証券	2,000	177	354,000
みずほインベスターズ証券	2,000	68	136,000
岡三証券グループ	1,000	275	275,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	1,000	204	204,000
松井証券	600	356	213,600
マネックスグループ	6	14,830	88,980
カブドットコム証券	400	222	88,800
N K S Jホールディングス	8,000	510	4,080,000
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	2,700	1,848	4,989,600
ソニーフィナンシャルホールディングス	900	1,382	1,243,800
第一生命保険	49	113,300	5,551,700
東京海上ホールディングス	3,500	2,189	7,661,500
T & Dホールディングス	1,700	1,861	3,163,700
クレディセゾン	700	1,215	850,500
芙蓉総合リース	100	2,583	258,300
興銀リース	100	1,894	189,400
東京センチュリーリース	200	1,303	260,600
日本証券金融	400	457	182,800
リコーリース	100	1,646	164,600
イオンクレジットサービス	400	1,034	413,600
アコム	200	1,237	247,400
プロミス	500	581	290,500
日立キャピタル	200	1,038	207,600
オリックス	490	7,510	3,679,900
三菱U F Jリース	240	2,966	711,840
昭栄	200	747	149,400
野村不動産ホールディングス	400	1,236	494,400
ヒューリック	300	702	210,600
パーク24	500	784	392,000
三井不動産	4,000	1,320	5,280,000
三菱地所	6,000	1,379	8,274,000
平和不動産	2,000	166	332,000
東京建物	2,000	274	548,000
ダイビル	300	579	173,700
サンケイビル	300	409	122,700
東急不動産	2,000	342	684,000
住友不動産	2,000	1,638	3,276,000
大京	2,000	128	256,000
テーオーシー	500	355	177,500
住友不動産販売	50	3,400	170,000
ゴールドクレスト	130	1,628	211,640

	東急リバブル	200	689	137,800	
	飯田産業	100	682	68,200	
	日神不動産	300	483	144,900	
	アーネストワン	200	758	151,600	
	イオンモール	400	1,857	742,800	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	7	65,600	459,200	
	日本空港ビルデング	300	829	248,700	
	日本工営	1,000	249	249,000	
	アコーディア・ゴルフ	5	50,600	253,000	
	テンプホールディングス	200	724	144,800	
	NECフィールドディング	100	941	94,100	
	総合警備保障	400	857	342,800	
	カカクコム	1	556,000	556,000	
	ディー・エヌ・エー	400	3,150	1,260,000	
	博報堂DYホールディングス	150	4,095	614,250	
	PGMホールディングス	4	41,800	167,200	
	イーピーエス	1	170,300	170,300	
	電通	900	2,121	1,908,900	
	みらかホールディングス	200	3,220	644,000	
	オリエンタルランド	300	6,680	2,004,000	
	ダスキン	300	1,552	465,600	
	ラウンドワン	300	541	162,300	
	リゾートトラスト	300	923	276,900	
	ビー・エム・エル	100	2,054	205,400	
	ワタベウェディング	100	657	65,700	
	もしもしホットライン	100	1,389	138,900	
	ユー・エス・エス	120	5,730	687,600	
	エイチ・アイ・エス	100	2,043	204,300	
	イチネンホールディングス	300	382	114,600	
	東京都競馬	1,000	101	101,000	
	東京ドーム	1,000	158	158,000	
	トランス・コスモス	200	832	166,400	
	セコム	1,000	3,820	3,820,000	
	メイテック	200	1,685	337,000	
	アサツー ディ・ケイ	200	2,020	404,000	
	応用地質	200	727	145,400	
	船井総合研究所	200	522	104,400	
	ベネッセホールディングス	300	3,405	1,021,500	
	イオンディライト	100	1,474	147,400	
	ニチイ学館	300	723	216,900	
	ダイセキ	200	1,622	324,400	
日本・円	小計	1,392,142		1,022,264,390	
	銘柄数	886			
	組入時価比率	90.7%		100.0%	
合計		1,392,142		1,022,264,390	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（2）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年6月30日現在）

資産総額（円）	1,195,216,281
負債総額（円）	1,620,842
純資産総額（ - ）（円）	1,193,595,439
発行済口数（口）	1,762,341,024
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.6773

（参考）MHAMトピックスマザーファンド

資産総額（円）	1,193,937,738
負債総額（円）	800,000
純資産総額（ - ）（円）	1,193,137,738
発行済口数（口）	1,533,275,940
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.7782

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

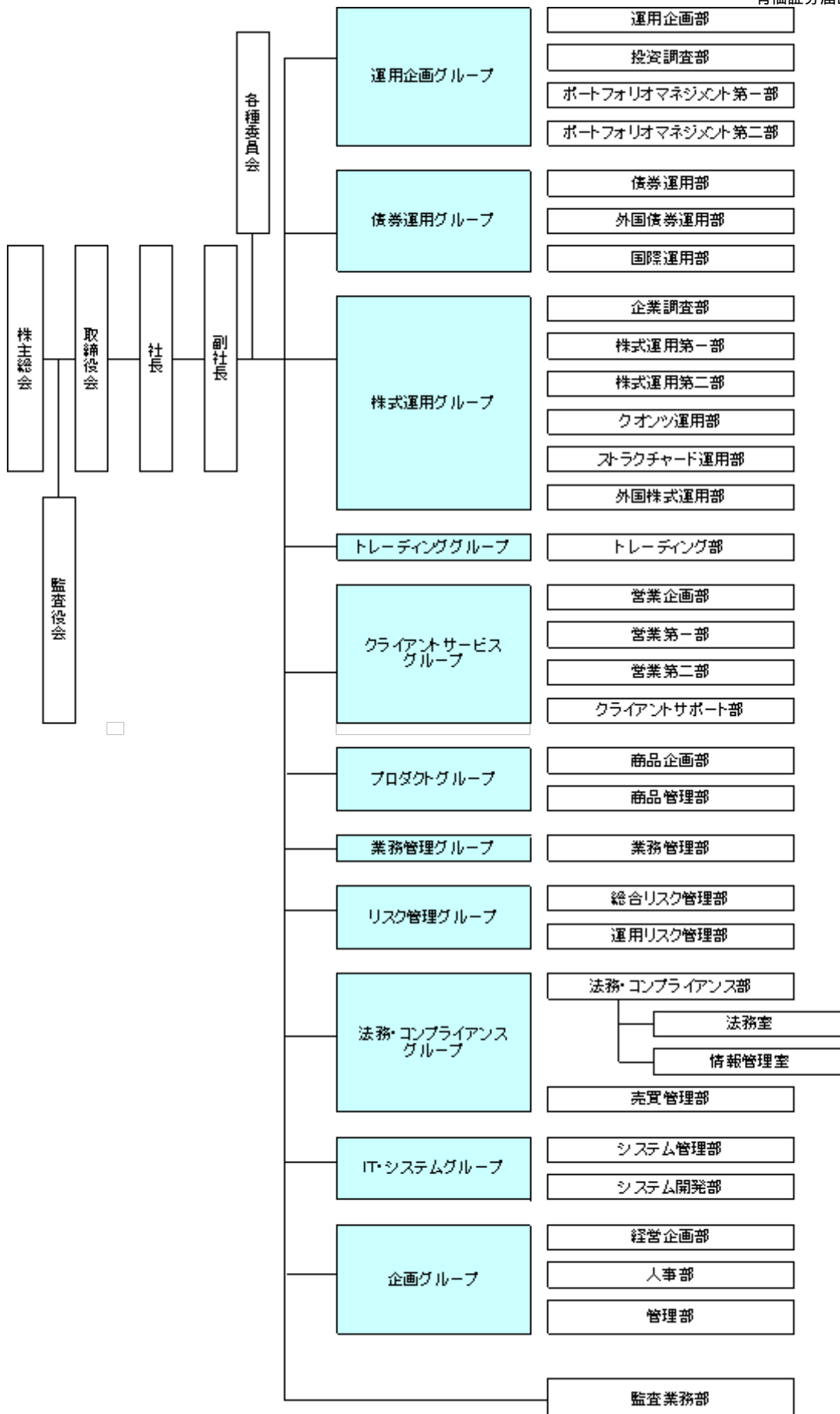
(1) 資本金の額

平成23年6月30日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成23年6月30日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成23年6月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	271,891,649,636
追加型株式投資信託	218	1,804,235,789,814
追加型金銭信託受益権投資信託	12	16,687,457,435
単位型株式投資信託	42	70,860,158,462
合計	287	2,163,675,055,347

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	1,156	884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,974	207,834
工具、器具及び備品（純額）	148,659	115,354
リース資産（純額）	11,463	8,058
有形固定資産合計	394,097	331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	16,303	13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445
会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130

資産合計	24,818,551	26,105,968
負債の部		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	15,679,773	16,216,701
株主資本合計	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	88,695	129,413
評価・換算差額等合計	88,695	129,413
純資産合計	22,353,152	22,849,363
負債純資産合計	24,818,551	26,105,968

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		
受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289

有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108
雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		

前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,550,806	5,546,588
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計		
前期末残高	15,683,990	15,679,773
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	15,679,773	16,216,701
株主資本合計		
前期末残高	22,446,065	22,441,848
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	4,217	536,928
当期末残高	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	102,294	88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,598	40,717
当期変動額合計	13,598	40,717
当期末残高	88,695	129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	102,294	88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,598	40,717
当期変動額合計	13,598	40,717
当期末残高	88,695	129,413
純資産合計		
前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	366,120	179,903
当期純利益	361,902	716,832

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p> その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p> その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p>
<p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法...時価法</p>	<p>2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法</p> <p>(2) 無形固定資産...定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法</p>	<p>3 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>
<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）</p> <p>(5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	<p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 時効後支払損引当金 同左</p>

5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(損益計算書) 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。	(損益計算書) 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
(時効後支払損引当金) 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額の重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
建物 100,662千円	建物 125,887千円
工具、器具及び備品 309,801千円	工具、器具及び備品 326,576千円
リース資産 28,441千円	リース資産 23,644千円
ソフトウェア 40,224千円	ソフトウェア 15,999千円
その他無形固定資産 513千円	その他無形固定資産 585千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
1) 配当金の総額			366,120,360円	
2) 1株当たり配当額			348円	
3) 基準日			平成21年3月31日	
4) 効力発生日			平成21年6月17日	
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの				
平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
1) 配当金の総額			179,903,970円	
2) 配当の原資			利益剰余金	
3) 1株当たり配当額			171円	
4) 基準日			平成22年3月31日	
5) 効力発生日			平成22年6月16日	

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
1) 配当金の総額			179,903,970円	
2) 1株当たり配当額			171円	
3) 基準日			平成22年3月31日	
4) 効力発生日			平成22年6月16日	
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの				
平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。				
1) 配当金の総額			357,703,800円	
2) 配当の原資			利益剰余金	
3) 1株当たり配当額			340円	
4) 基準日			平成23年3月31日	
5) 効力発生日			平成23年6月15日	

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に 記載のとおりであります。	1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 同左 リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年 3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針(自己資金運用)に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市

場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
(3) 未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
(4) 未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
(5) 長期差入保証金	577,286	576,349	936
資産計	23,125,941	23,125,004	936
(1) 未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（1）			
ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（1）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
(2) 投資有価証券 その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
(3) 未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
(4) 未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
(5) 長期差入保証金	559,445	559,292	153
資産計	24,456,107	24,455,953	153
(1) 未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日）

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	19,760	14,345	5,414
債券	25,030	25,008	21
証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	43,610	63,670	20,060
債券	-	-	-
証券投資信託	3,635,744	3,794,116	158,372
小計	3,679,354	3,857,786	178,432
合計	5,330,306	5,479,852	149,546

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	10,800	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年3月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	54,139	83,790	29,651
債券	-	-	-
証券投資信託	2,237,688	2,454,593	216,904
小計	2,291,828	2,538,383	246,555
合計	3,886,476	4,104,674	218,197

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1,857	-	382
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	382

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	25,000	-	8
証券投資信託	1,370,297	6,769	5,719
合計	1,395,297	6,769	5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円（上場株式17,254千円）減損処理を行っておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年3月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

- ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成23年3月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	11,477
合計			259,542	-	5,072

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。
- 退職給付債務に関する事項

退職給付債務 (注1) 577,943千円

年金資産	656,904千円
------	-----------

退職給付引当金	
---------	--

前払年金費用	78,961千円
--------	----------

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	144,536千円
------	------	-----------

退職給付費用	144,536千円
--------	-----------

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	(注1)	634,292千円
--------	------	-----------

年金資産	768,441千円
------	-----------

退職給付引当金	
---------	--

前払年金費用	134,149千円
--------	-----------

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

勤務費用	(注1)	185,741千円
------	------	-----------

退職給付費用	185,741千円
--------	-----------

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)		
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳		
繰延税金資産	繰延税金資産		
有価証券償却超過額	13,915千円	有価証券償却超過額	19,964千円
ソフトウェア償却超過額	111,021千円	ソフトウェア償却超過額	109,432千円
賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円	賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円
退任役員退職年金未払金	3,240千円	退任役員退職年金未払金	1,409千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	6,912千円	未払事業税	39,103千円
時効後支払損引当金	7,900千円	時効後支払損引当金	9,297千円
その他有価証券評価差額金	60,850千円	資産除去債務費用	7,259千円
その他	81,394千円	その他有価証券評価差額金	88,784千円
繰延税金資産小計	460,278千円	その他	133,834千円
評価性引当額	58,322千円	繰延税金資産小計	587,870千円

繰延税金資産合計	401,956千円	評価性引当額	62,448千円
繰延税金負債		繰延税金資産合計	525,421千円
前払年金費用	32,129千円	繰延税金負債	
繰延税金負債合計	32,129千円	前払年金費用	54,585千円
繰延税金資産の純額	369,827千円	繰延税金負債合計	54,585千円
		繰延税金資産の純額	470,836千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
（調整）			
評価性引当額	2.12%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.05%		
住民税等均等割	0.59%		
その他	0.02%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%		

(資産除去債務関係)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める

相手先がないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインバスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインバスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1株当たり純資産額 21,246.82円	1株当たり純資産額 21,718.48円
1株当たり当期純利益金額 343.99円	1株当たり当期純利益金額 681.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 361,902千円	損益計算書上の当期純利益 716,832千円
普通株式に係る当期純利益 361,902千円	普通株式に係る当期純利益 716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
平成23年2月1日付で、定款について次の変更をいたしました。
・ 当社の公告方法を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告に変更
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,303	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を行なっています。

(2) 販売会社	S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社 S B I 証券	47,937	
	金山証券株式会社	504	
	木村証券株式会社	500	
	静岡東海証券株式会社	600	
	八幡証券株式会社	1,260	
	楽天証券株式会社	7,495	
	株式会社愛知銀行	18,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社高知銀行	19,544	
	株式会社佐賀銀行	16,062	
	株式会社荘内銀行	7,000	
	株式会社第三銀行	37,461	
	株式会社筑邦銀行	8,000	
	株式会社北越銀行	24,538	
	株式会社北洋銀行	121,101	
	株式会社北陸銀行	140,409	
	株式会社琉球銀行	54,127	

(注) 資本金の額は、平成23年3月末現在のものです。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

株式会社高知銀行および株式会社琉球銀行は、新規の受益権のお申込みの取扱いは行いません。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成23年9月9日現在、該当事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」ならびに当ファンドのベンチマークの

推移について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6) 当ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用することがあります。また、販売用資料等において、当ファンドの運用実績と当ファンドのベンチマークの推移を表示することがあります。
- (7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
 - ・ 投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
 - ・ ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
 - ・ ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
 - ・ ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
 - ・ ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成23年7月29日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMトピックスファンドの平成22年6月11日から平成23年6月10日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMトピックスファンドの平成23年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	茂木 哲也 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月23日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMトピックスファンドの平成21年6月11日から平成22年6月10日までの第9期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMトピックスファンドの平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	茂木 哲也 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。